

特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧及び謄写に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府特定非営利活動促進法施行条例（平成10年大阪府条例第43号）及び豊中市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年豊中市規則第51号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第30条の規定による、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿（過去3年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等（以下「事業報告書等」という。）の閲覧及び謄写（以下「閲覧等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧等の場所)

第2条 細則第10条第3項の市長が指定する場所は、市民協働部コミュニティ政策課（以下「執務室」という。）とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(閲覧等の時間)

第3条 閲覧等の時間は、市役所執務時間に関する規則（昭和23年豊中市規則第30号）に規定する午前9時00分から午後5時15分までとする。

(閲覧等の業務を行わない日等)

第4条 閲覧等の業務を行わない日は、豊中市の休日を定める条例（平成2年豊中市条例第11号）第1条第1項に規定する市の休日とする。

2 前項に定める日のほか、市長が特に必要があると認めるときは、閲覧等の業務の全部または一部を休止することがある。

(閲覧等の方法)

第5条 閲覧等を行う者は、職員の指示に従い、事業報告書等を職員から受け取り、閲覧等を行うことができる。閲覧等終了後、閲覧等を行った者は、閲覧等をした事業報告書等を職員に返却しなければならない。

(複写に要する費用)

第6条 複写に要する費用は、豊中市情報公開条例施行規則（平成元年豊中市規則第51号）第10条に規定する写し等の作成に要する費用の額のうち、乾式複写機による作成に要する費用の額とする。

2 複写の請求をする者は、当該複写の作成に要する前項の費用を負担しなければならない。

(閲覧等を行う者の遵守事項)

第7条 閲覧等を行う者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 執務室には、危険物など他の閲覧等を行う者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (2) 執務室では、音読、談話、飲食など他の閲覧等を行う者の迷惑になる行為をしないこと。

(3) その他職員の指示に従うこと。

(閲覧等の中止又は禁止)

第 8 条 市長は、この要綱の規定に違反するものに対しては、その閲覧等の中
止させ、又は閲覧等を禁止することがある。

(その他の事項)

第 9 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民協働部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。